

「監事」の選任について

現在の監事2名は、本定時評議員会書面決議の終結と同時に任期満了退任となるため、改選の必要があります。

第1回評議員会において決議された「役員の選任に係る透明性の確保について」に基づき、理事長が賛助会員からの推挙をもとに作成した理事候補者案の本定時評議員会への提出が、2020年6月16日付けの書面による理事会で承認されました。

また、この議案の提出については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条の規定により準用する同法第72条第1項の規定に基づく監事の同意を、現在の監事全員から得ていることを申し添えます。

つきましては、新たな監事の選任をお願いしたいと存じます。上記の通り、理事会で承認されました監事候補者案は別表の通りです。ご審議をお願いいたします。

なお、選任された場合の任期は、定款第36条第1項の規定に基づき、2022年3月31日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとなります。

以上

【ご参考】

《定款》（抜粋）

第33条第1項 役員は、評議員会の決議によって各々選任する。

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員が欠けた場合又は第32第1項に規定する役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一般法人法第177条において準用する同法第75条第2項に規定する一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

<別表>

監事候補者案

	氏名	会社名	役職
監 事	佐々木 定雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会	専務理事
	松尾 勝	公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会	専務理事

※印は新任、無印は再任